

## 東郷町緊急通報システム事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、在宅のひとり暮らし高齢者等の急病、事故等の緊急事態に対処するため、緊急通報システム事業を実施し、日常生活上の不安を軽減し、円滑な救助、援助を行い、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

### (事業)

第2条 東郷町緊急通報システム事業（以下「本事業」という。）とは、ひとり暮らし高齢者等の急病、事故等のため、救助を必要とするときに、無線発信機及び緊急通報用機器（以下「機器等」という。）を利用して尾三消防組合に通報させ、当該ひとり暮らし高齢者等の救助、援助を行うことをいう。

### (用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ひとり暮らし 単身で生活を営んでおり、同一敷地内若しくは近隣地に親族がいない場合又は事実上1人で生活し、親族からの経済的な援助を受けていない場合をいう。
- (2) 事業者 機器等の販売、設置、保守点検及び移設を業とする者をいう。

### (対象者)

第4条 本事業の実施の対象者（以下「対象者」という。）は、本町に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本町の住民基本台帳に記録されているもののうち、次の各号の要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 75歳以上のひとり暮らしの者
- (2) 寝たきり等介護が必要な状態の75歳以上の者（以下「要介護者」という。）のうち、75歳以上の者のみで構成される世帯に属するもの
- (3) 下肢又は体幹の障害1級から2級までの身体障害者手帳を所持する者で、家庭内での日常生活が著しく制限され、緊急事態に単独で行動することが困難なもの（以下「障がい者」という。）のうち、ひとり暮らしのもの
- (4) 就労等により長時間にわたり同居者又は同一敷地内に住む親族からの支援が望めない要介護者又は障がい者
- (5) 町内の高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）に入居している者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな

い。

- (1) 認知症等により、本事業の適切な実施が望めないと認められる世帯に属する者
- (2) 本事業の実施に必要な電話機（回線を含む。）を所有していない者（生活保護受給世帯を除く。）
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による町外の被保険者又は本町の被保険者のうち、介護保険施設若しくは地域密着型介護老人福祉施設（以下「施設」という。）に入所し、又は医療機関等に入院しているもの

3 前2項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認める者については、対象者とすることができる。

（利用の申請）

第5条 機器等の設置を希望する者（以下「申請者」という。）は、東郷町緊急通報システム事業利用申請書（様式第1。以下「申請書」という。）及び承諾書（様式第2）を町長に提出しなければならない。

（協力員の確保）

第6条 申請者は、原則として協力員3人を確保するものとする。

（協力員の出向等）

第7条 協力員は、尾三消防組合からの依頼に基づき、発信者宅へ迅速に出向き、状況等を確認し、必要な措置をとり、結果を尾三消防組合へ報告するものとする。

（決定及び通知）

第8条 町長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、事業利用の可否について決定し、東郷町緊急通報システム事業利用決定・却下通知書（様式第3）により、事業利用の可否を申請者に通知しなければならない。

（費用の負担）

第9条 前条の規定により事業利用の決定通知を受けた者（以下「利用者」という。）は、次の各号に要する費用（以下「自己負担金」という。）について、その全部を直接事業者を支払わなければならない。

- (1) 機器等の購入費用
- (2) 機器等の設置費用
- (3) 機器等の保守点検費用
- (4) 転居等による機器等の移設設置費用

2 前項の規定にかかわらず、利用者（医療保険又は所得税法上の被扶養者である者を除く。）が生活保護受給世帯又は前年町民税非課税の世帯に属する場合は、

自己負担金を町が負担するものとする。この場合において、町は、利用者に機器等を貸与するものとする。

3 前項の規定により町から機器等の貸与を受けた利用者（以下「借受者」という。）が、故意又は過失により機器等を毀損し、又は滅失した場合は、その修理又は購入に要する費用を当該借受者が負担することとする。

4 機器等の利用に要する電話代（基本料金、通話料等をいう。）は、利用者が負担することとする。

（事業利用の取消し等）

第10条 利用者が次の各号の一に該当するときは、町長は事業利用の決定を取消すものとする。この場合において町長は、借受者から事業利用に供した機器等を返還させるものとする。

(1) 第4条に規定する対象者でなくなったとき。

(2) 不正の行為により事業利用の決定を受けたとき。

(3) 次条に規定する注意を怠り、又は違反したとき。

(4) 施設に入所し、又は医療機関等へ長期（3か月以上となることが見込まれるとき。）に入院したとき。

(5) 前条に規定する費用の負担を怠ったとき。

2 町長は、前項の規定により事業利用を取り消し、又は機器等を返還させたときは、尾三消防組合にその旨を通知し、利用者に対し、東郷町緊急通報システム事業利用取消通知書（様式第4）によって通知するものとする。

（利用者の義務）

第11条 利用者は次の各号に掲げる義務を負うものとする。

(1) 事業利用に供された機器等については、善良な管理者の注意をもって維持管理し、これを他の目的に使用してはならない。

(2) 機器等を毀損し、又は滅失した場合は、その状況を町長に報告しなければならない。

(3) 機器等を必要としなくなったときは、速やかに町長に報告しなければならない。

(4) 緊急時の救助活動等により生じた住居等の損壊については、異議の申出を行わない。

2 借受者は、事業利用の決定通知を受けた後、速やかに町長に東郷町緊急通報システム用機器借用書（様式第5）を提出しなければならない。

（変更又は辞退）

第12条 利用者は、次の各号の一に該当するときは、東郷町緊急通報システム事業利用変更・辞退届（様式第6）により速やかに町長に届けなければならない。

- (1) 第4条に規定する対象者でなくなったとき。
- (2) 申請書に記載した事項に変更があったとき。
- (3) 事業の利用を変更又は辞退しようとするとき。

（関係機関との連携）

第13条 町長は、この事業を円滑に運営するため、民生委員児童委員、尾三消防組合、愛知警察署、東郷町社会福祉協議会等の関係機関と密接な連携を図るとともに、地域住民の協力を得られるよう努めるものとする。

（事業の委託）

第14条 機器等の設置及び保守点検を行う場合には、事業者に委託して行うことができるものとする。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の東郷町緊急通報システム事業実施要綱第5条の規定により申請書を提出した者については、改正後の東郷町緊急通報システム実施要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第 1 (第 5 条関係)

東郷町緊急通報システム事業利用申請書

年 月 日

東 郷 町 長 殿

申請者 住 所

氏 名

東郷町緊急通報システム事業実施要綱第 5 条の規定により、次のとおり申請します。なお、緊急時の救助活動により生じた住居等の損壊については、異議の申し立てをおこないません。

記

対象者	フリガナ 氏 名		生年 月日	大正・昭和・平成 年 月 日	
	住 所		電話	—	
親族等 連絡先 (家族状況)	氏 名	住 所		続柄	電 話
住宅管理者名(借家)		住 所		電 話	
				—	
申請理由					
かかり付け医療機関名	①		②		
住 所 ・ 電 話					
病 名					

様式第2（第5条関係）

承 諾 書

氏 名

電 話

私は、上記の者の緊急通報システム事業の協力員になることを承諾します。

協力員 1	住 所			
	フリガナ 氏 名			
	生年月日	T・S・H	年	月 日生
	電 話	続柄(関係)		
	在宅時間	～	鍵	有・無

協力員 2	住 所			
	フリガナ 氏 名			
	生年月日	T・S・H	年	月 日生
	電 話	続柄(関係)		
	在宅時間	～	鍵	有・無

協力員 3	住 所			
	フリガナ 氏 名			
	生年月日	T・S・H	年	月 日生
	電 話	続柄(関係)		
	在宅時間	～	鍵	有・無

様式第3（第8条関係）

東郷町緊急通報システム事業利用決定・却下通知書

年 月 日

様

東郷町長

東郷町緊急通報システム事業実施要綱第8条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

記

対象者氏名	
<p>1 緊急通報機器を設置します。</p> <p>2 緊急通報機器を設置できません。</p> <p>(理由)</p>	

様式第4（第10条関係）

東郷町緊急通報システム事業利用取消通知書

年 月 日

様

東郷町長

東郷町緊急通報システム事業の利用を、次の理由で取り消したいので通知します。  
。

記

1 利用取消日 年 月 日

- 2 取消理由
- (1) 不正の行為により貸与を受けたため
  - (2) 施設等に入所のため
  - (3) 長期入院のため
  - (4) 対象者でなくなったため
  - (5) 町外へ転出したため
  - (6) その他  
( )

様式第5（第11条関係）

東郷町緊急通報システム用機器借用書

年 月 日

東 郷 町 長 殿

（借受者）

住 所

氏 名

（自 署）

電 話

町から借り受ける機器等については、次の事項を守ることを約し、本書を提出します。

記

- 1 借受物件 緊急通報用機器 一式
- 2 私は、善良な管理者の注意をもって貸与された機器等を維持管理し、これを譲渡し転貸し、又は担保に供するなどの目的に使用いたしません。
- 3 私は、機器等を毀損し、又は滅失した場合は、その状況を報告し、その指示に従います。私の責任に帰すべき理由による場合は、実費を弁償します。
- 4 機器等を必要としなくなったときは、速やかに町へ申し出て返還いたします。
- 5 緊急時の救助活動等により生じた住居等の損壊については、異議の申し出を行いません。

様式第6（第12条関係）

東郷町緊急通報システム事業利用変更・辞退届

年 月 日

東郷町長 殿

(借受者)

住 所

氏 名

電 話

東郷町緊急通報システム事業実施要綱第12条の規定により、次のとおり届出します。

記

変更内容	変 更 前	変 更 後
辞 退	(理由)	